



江田島市 通学路安全点検プログラム  
～通学路の安全確保への取組方針～

平成 26 年 10 月

江田島市通学路安全点検プログラム推進会議



## 1 策定の背景

昨今、登下校中の子供たちの列に車両が突入し、多くの死傷者が発生する事故が、全国で相次いで発生しております。

このことから、文部科学省より「学校の通学路の安全確保について」（平成24年5月1日付け24文科ス第93号スポーツ・青少年局長通知）において、各地域の学校、警察、道路管理者等が連携・協働し、また、各都道府県知事及び市町村長、教育委員会や関係機関が協働して、通学路の安全点検や安全確保を図ることについて関係機関に依頼がありました。

さらに、通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であることから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要領」が作成され平成24年度に緊急合同点検が全国的に実施されています。

江田島市においては、第9次江田島市交通安全計画（H23～27）に、「道路交通の安全についての対策」として、子供や歩行者の安全確保の推進が掲げられていますが、平成24年度に関係機関と連携し、市内8校の小学校の通学路について、緊急合同点検を実施したところ、57箇所（平成25年4月23日公表）が危険箇所であると確認され、安全対策が必要であるという結果になっています。

この結果については、平成25年度までに48箇所の対策を完了しておりますが、点検実施後に統廃合された小学校もあることから、改めて、中学校も含めて通学路の再点検を行い、江田島市における子供たちの登下校時の安全安心確保のため、「江田島市 通学路安全点検プログラム ～通学路の安全確保への取組方針～」を策定することにしました。

## 【参考：通学路の設定及び道路の安全確保に係る法令等（一部抜粋）】

平成 24 年度文部科学省交通安全業務計画（平成 24 年 3 月 30 日策定）（抄）

市町村の教育委員会においては、学校に対し、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して幼児児童生徒の通学通園路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じ道路管理者、警察等と共同して、定期に安全点検を実施するよう指導するとともに、その結果について報告を求め、また、前述の報告をもととし、必要に応じ、管内国公私立の学校の通学通園路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

学校保健安全法（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年四月一日政令第百三号）

第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(文部科学省著作権所有, 平

成 13 年発行, 平成 22 年改訂) の別表 3

(通学路の設定)

通学路の条件

- ・できるだけ歩車道の区別がある
- ・区別がない場合, 交通量が少ない, 幅員が児童生徒等の通行を確保できる
- ・遮断機のない無人踏切を避ける
- ・見通しの悪い危険箇所がない
- ・横断箇所に横断歩道, 信号機が設置されたり, 又は, 警察官等の誘導が行われたりしている
- ・犯罪の可能性が低いなど

交通安全対策基本法 (昭和四十五年六月一日法律第百十号)

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は, 住民の生命, 身体及び財産を保護するため, その区域における交通の安全に関し, 国の施策に準じて施策を講ずるとともに, 当該区域の実情に応じた施策を策定し, 及びこれを実施する責務を有する。

(道路等の設置者等の責務)

第五条 道路, 鉄道, 軌道, 港湾施設, 漁港施設, 飛行場又は航空保安施設を設置し, 又は管理する者は, 法令の定めるところにより, その設置し, 又は管理するこれらの施設に関し, 交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

## 2 通学路安全点検プログラム推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「通学路安全点検プログラム推進会議」を設置しました。

### 【構成員】

広島県西部建設事務所、江田島市建設課、江田島市教育委員会及び各小中学校、江田島警察署、江田島市交通安全協会、江田島市自治会連合会

### 【推進体制】

多様な主体が連携して、児童・生徒の登下校時の安全を確保していきます。

ア 江田島市教育委員会は、各学校の学校安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。

イ 道路管理者（広島県西部建設事務所、江田島市建設課）は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路について、歩道の整備や防護柵の設置などの安全確保に取り組みます。

ウ 江田島警察署は、児童・生徒の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締などに取り組みます。

エ 学校は、より安全な通学路を指定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、保護者・地元自治会と協議して改善を要請します。

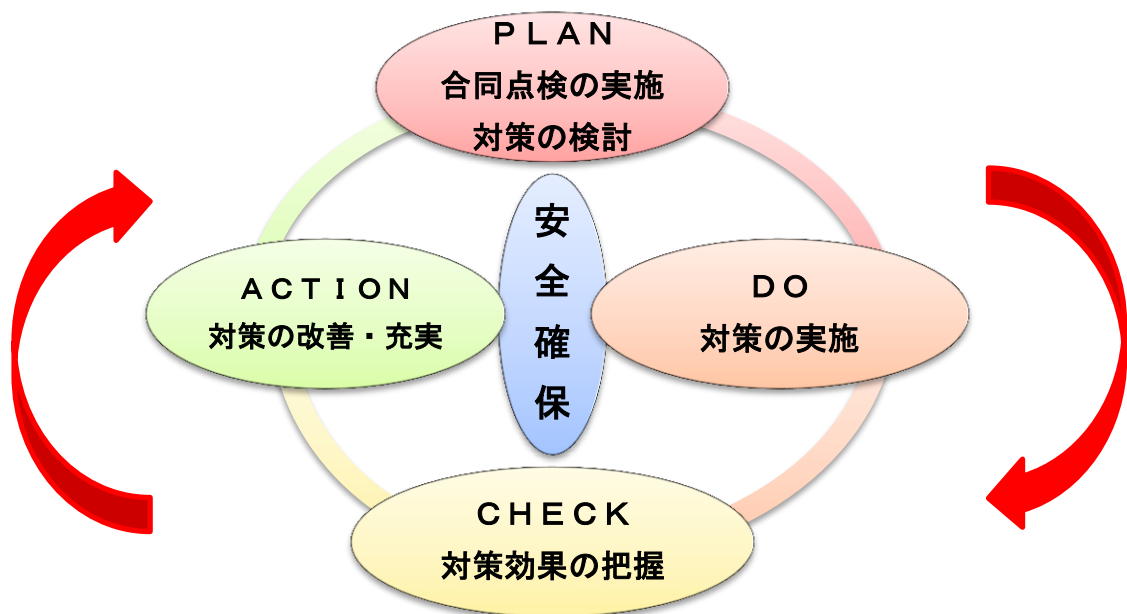
オ 江田島市交通安全協会は、通学路の危険箇所の把握、街頭指導、パトロール等の校外指導及び地域における安全教育を行います。

### 3 取組方針

#### (1) 基本方針

継続的に通学路の安全を確保するため、通学路安全点検プログラム策定後においても、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして次のように繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) タイムスケジュール (平成 27 年度以降)

時 期	内 容	備 考
4 月	通学路の確認	保護者→学校
5 月	各校における学校安全計画の策定 ・危険箇所の抽出	学校→教育委員会
6 月	通学路安全点検プログラム推進会議 ・過年度分の対策実施状況の報告 ・危険箇所の確認	構成員
7～8 月	合同点検 ・対策の検討	構成員
9 月	通学路安全点検プログラム推進会議 ・当該年度分の点検結果のとりまとめ ・過年度対策実施分の効果の把握 ・対策の改善・充実	構成員

※ 対策必要箇所については、関係機関において適時施工を行う。



### (3) 取組内容

#### PLAN

##### 【合同点検の実施】

- ・市内小中学校について危険箇所を各校より抽出し、関係者において点検する。

##### 【対策の検討】

- ・抽出された危険箇所について関係機関により、道路改良工事等のハード対策または、交通規制や交通安全教育等のソフト対策といった具体的な実施対策の検討を行う。

#### DO

##### 【対策の実施】

- ・対策が円滑に進むよう関係者間で連携する。
- ・目標時期に合わせ適時、対策を実施する。

#### CHECK

##### 【対策効果の把握】

- ・合同点検等の結果に基づく対策の実施後、各箇所について、「実際に期待した効果が上がっているのか」、「児童・生徒が安全となったと感じているのか」等を確認する。

#### ACTION

##### 【対策の改善・充実】

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。
- ・中期・長期に対策を計画・実施しているものについても、把握及び期待されている効果の結果を踏まえて、適時に見直すなど計画の修正を施すことも検討する。

#### 4 通学路の危険箇所及び点検結果

##### (1) 平成 26 年度点検結果の作成

「資料 1 点検箇所一覧」「資料 2 通学路対策箇所図」のとおり

##### (2) 点検結果の公表

江田島市ホームページに「資料 1 点検箇所一覧」「資料 2 通学路対策箇所図」を公表します。

※前回公表は、通学路緊急合同点検（平成 25 年 4 月 23 日付け）